- 10 知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に要する費用の額(案)
- 1 指定居宅支援に要する費用の額は、別表第1指定居宅支援費単価表により算定した額に、別表第2に定める率を乗じて算定するものとする。
- 2 前号の規定により指定居宅支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 3 知的障害者福祉法第15条の7に規定する特例居宅生活支援費については、前2 号の規定に基づいて算定するものとする。

今回お示しする仮単価は、今年度の人事院勧告(2.03%等)等を考慮していないものであり、今後の予算編成過程において、変動することが見込まれるものである。

別表第1

指定居宅支援費単価表(案)

- 1 知的障害者居宅介護支援費
 - イ 身体介護が中心である場合
 - (1) 30分未満 2,110円
 - (2) 30分以上1時間未満 4,030円
 - (3) 1時間以上1時間30分未満 5,870円
 - (4) 1時間30分以上(30分を増すごとに) 2,200円
 - ロ 家事援助が中心である場合
 - (1) 30分以上 1 時間未満 1,530円
 - (2) 1時間以上1時間30分未満 2,230円
 - (3) 1時間30分以上(30分を増すごとに) 840円
 - 八 移動介護が中心である場合
 - (イ) 身体介護を伴わない場合
 - (1) 30分以上 1 時間未満 1,530円
 - (2) 1時間以上1時間30分未満 2,230円
 - (3) 1時間30分以上(30分を増すごとに) 840円
 - (ロ) 身体介護を伴う場合
 - (1) 30分以上 1 時間未満 4,030円
 - (2) 1時間以上1時間30分未満 5,870円
 - (3) 1時間30分以上(30分を増すごとに) 2,200円

注

- 1 利用者に対して、指定居宅介護事業所の従業者が、指定居宅介護を行った場合に、現に要した時間で所定額を算定する。
- 2 イについては、身体介護(入浴、排せつ及び食事等の介護をいう。)が中心 である指定居宅介護を行った場合に所定額を算定する。
- 3 口については、家事援助(調理、洗濯及び掃除等の家事の援助をいう。)が 中心である指定居宅介護を行った場合に所定額を算定する。
- 4 八については、移動介護(社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)をするときにおける移動の介護をいう。)が中心である指定居宅介護を行った場合に所定額を算定する。
- 5 利用者の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合等であって、同時に2人の従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護を行ったときは、それぞれの従業者が行う指定居宅介護につき所定額を算定する。
- 6 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)は、1回につき100分の25を、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)は、1回につき100分の50を所定額に加算する。
- 7 利用者が知的障害者デイサービス、知的障害者短期入所及び通所による知 的障害者施設支援を受けている間は、知的障害者居宅介護支援費は、算定し ない。
- 2 知的障害者デイサービス支援費
 - イ 単独型知的障害者デイサービス支援費
 - (1) 所要時間4時間未満の場合
 - (一) 区分1 2,960円
 - (二) 区分2 2,650円
 - (三) 区分3 2,350円
 - (2) 所要時間 4 時間以上の場合
 - (一) 区分1 5,910円
 - (二) 区分2 5,300円
 - (三) 区分3 4,690円
 - ロ 併設型知的障害者デイサービス支援費
 - (1) 所要時間4時間未満の場合
 - (一) 区分1 2,240円
 - (二) 区分2 1,940円
 - (三) 区分3 1,640円
 - (2) 所要時間 4 時間以上の場合
 - (一) 区分1 4,490円

- (二) 区分2 3,880円
- (三) 区分3 3,270円

注

- 1 指定デイサービス事業所において指定デイサービスを行った場合に、利用 者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に従い、現に要した 時間でそれぞれ所定額を算定する。
- 2 イについては、知的障害者更生施設等(知的障害者福祉法第5条に定める知的障害者援護施設、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設、病院、診療所、介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第22項に規定する介護老人保健施設又は同法第7条第16項に規定する特定施設をいう。以下同じ。)に併設、隣接していない事業所において指定デイサービスを行い、専らその職務に従事する常勤の管理者が配置されているものにつき所定額を算定する。
- 3 口については、注2以外の指定デイサービス事業所において指定デイサー ビスを行うものにつき所定額を算定する。
- 4 利用者に対して食事の提供を行う体制を確保している指定デイサービス事業所においてデイサービス計画上食事の提供を行うこととなっている利用者については、1日につき420円を所定額に加算する。
- 5 利用者に対して入浴介助を行った場合は、1日につき400円を所定額に加算する。
- 6 利用者に対して、その居宅と指定デイサービス事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき560円を所定額に加算する。
- 7 利用者が知的障害者短期入所を受けている間及び通所による知的障害者施設支援が提供されることとなっている時間は、知的障害者デイサービス支援費は、算定しない。
- 3 知的障害者短期入所支援費(1日につき)
 - (一) 区分1 7,930円
 - (二) 区分2 7,190円
 - (三) 区分3 4,530円
 - (四) 重症心身障害者が医療機関を利用した場合 21,110円

注

- 1 指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、利用者の障害 の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に従いそれぞれ所定額を算定 する。
- 2 (四)について、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者について、所定額を算定する。
- 3 宿泊を伴わない指定短期入所を行った場合は、次に掲げる時間区分による

率を注1及び2により算定した額に乗じて算定する。

- (1)1日の利用時間が4時間未満の場合 100分の25
- (2)1日の利用時間が4時間以上8時間未満の場合 100分の50
- (3)1日の利用時間が8時間以上の場合 100分の75
- 4 利用者の心身の状況、介護を行う者の状況等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき1,860円を所定額に加算する。

ただし、宿泊を伴わない短期入所を行った場合は、算定しない。

- 5 利用者が通所による知的障害者施設支援を受けている間は、知的障害者短期入所支援費は、算定しない。
- 4 知的障害者地域生活援助支援費(1月につき)
 - (一) 区分1 134,740円
 - (二) 区分 2 67,370円

注

1 指定地域生活援助事業所において指定地域生活援助を行った場合に、利用者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に従いそれぞれ所定額を算定する。ただし、月の中途で入居又は退居した利用者に係る当該月の分については、以下の算式により算定した額に別表第2に定める率を乗じて算定するものとする。

別表第1の4により算定される額× 当該月の利用日数 当該月の日数

2 利用者が知的障害者短期入所を受けている間は、知的障害者地域生活援助 支援費は、算定しない。

別表第2

特別区

知的障害者居宅介護支援 知的障害者デイサービス支援 知的障害者短期入所支援 知的障害者地域生活援助支援 1000分の1098

特甲地

知的障害者居宅介護支援 知的障害者デイサービス支援 知的障害者短期入所支援 1000分の1060 知的障害者地域生活援助支援 1000分の1081

甲地

知的障害者居宅介護支援 知的障害者デイサービス支援 知的障害者短期入所支援 知的障害者地域生活援助支援 1000分の1049

乙地

知的障害者居宅介護支援 知的障害者デイサービス支援 知的障害者短期入所支援 知的障害者地域生活援助支援 1000分の1024

丙地

知的障害者居宅介護支援 知的障害者デイサービス支援 知的障害者短期入所支援 知的障害者地域生活援助支援

注 級地区分は、次によること。

- 1 特別区は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。) 9 49「調整手当」別表第1の支給区分が甲地とされている地域のうち、東京都特別区をいう。
- 2 特甲地は、人事院規則 9 49「調整手当」別表第 1 及び人事院規則 9 49 16(人事院規則 9 49(調整手当)等の一部を改正する人事院規則)附則別表 (以下「附則別表」という。)の支給区分が甲地とされている地域のうち、支給割合が100分の10とされている地域及び人事院規則 9 49 16附則第 6 項により、地域区分が特甲地から甲地に変更となった地域並びに逗子市、大阪府忠岡町とする。
- 3 甲地は、人事院規則 9 49「調整手当」別表第1及び附則別表の支給区分が 甲地(1及び2の地域を除く。)に属する地域及び人事院規則 9 - 49 - 16附則 第5項により、甲地域から乙地域に変更となった地域をいう。
- 4 乙地は、人事院規則9-49「調整手当」別表第1及び附則別表の支給区分の乙地に属する地域及び人事院規則9-49-16附則第4項により、地域区分が乙地から丙地に変更となった地域並びに蕨市、鳩ケ谷市、新座市、上福岡市、富士見市、埼玉県大井町、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、伊勢原市、座間市、綾瀬市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、摂津市、藤井寺市、交野市、四条畷市、川西市、広島県府中町とする。
- 5 丙地は、特別区、特甲地、甲地及び乙地以外の地域をいう。